

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）

- 日時：令和3年1月4日（月） 午後3時～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所
アドバイザー（鳥取大学 景山教授）
※テレビ会議参加者（境港市伊達市長）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）今後の対応について
 - （3）その他

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について
 (124～127例目:第2報)

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、県 外への移 動歴	クラスター 発生施設へ の立ち寄り	検査件数 (うち陽性) 1/4正午 時点
124 例目	40代	女性	境港市						
125 例目	非公表	非公表	境港市						
126 例目	非公表	非公表	県内						
127 例目	60代	男性	境港市						

対応方針

1. 陽性者対応

感染症指定医療機関もしくは入院協力医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前（無症状の方は検体採取日）2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

クラスター関連の検査実施状況(1月4日 正午時点)

1. 境港市におけるクラスター関連の検査

12/25～1/3検査件数累計 : 403件

本日検査予定 : 48件 ※追加検査調整中

＜うち、12月27日にクラスターと認められた施設の利用者の検査状況＞

検査実施 : 19人(陽性11人、陰性8人)

引き続き検査勧奨中 : 3人

計 22人

＜うち、1月4日にクラスターと認められた施設の利用者の検査状況＞

検査実施 : 12人(陽性5人、陰性7人)

県外へ検査依頼 : 1人

1/4 検査中 : 1人

計 14人

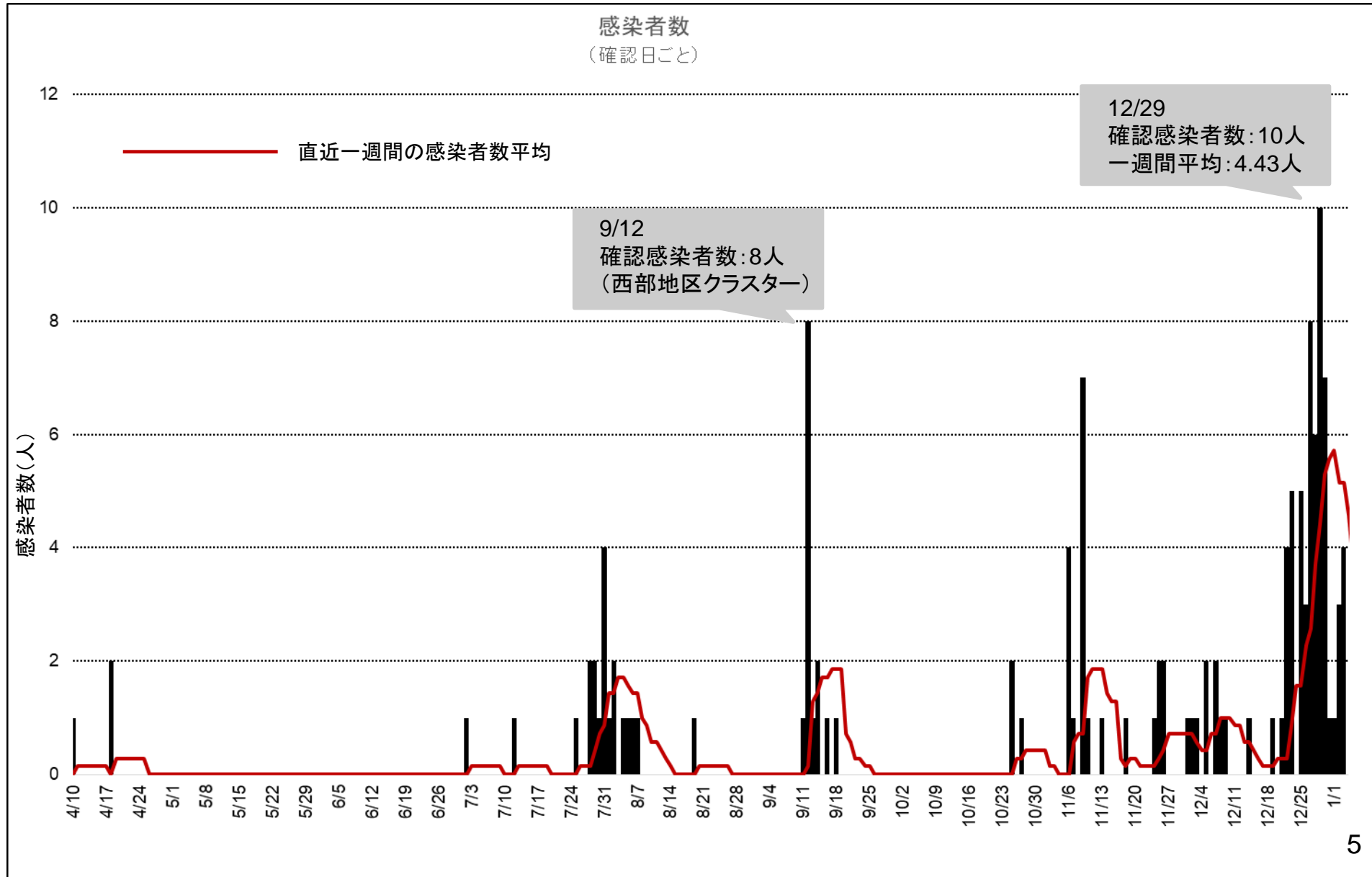
2. 倉吉市立関金保育園におけるクラスター関連の検査

12/29～1/3検査件数累計 : 152件(陽性7件、陰性145件)

本日検査予定 : 3件

※1/2(土) 鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームが、点検調査を実施済。

感染者数の推移 (確認日ごと)



医療提供体制

1. 入院体制(1月4日 14:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	224床 (※)	53人	17%	24%

(※)現時点確保病床を臨時的に72床追加確保中(152床⇒224床)

2. 宿泊療養体制

1施設(66室)を開設済み

3. コロナ専用病床の前倒し確保

計画上、フェーズ2以降に病床を割り当てている医療機関に前倒しを要請
⇒現時点確保病床 224床 **+9床(1月5日~)**

4. 宿泊療養施設での療養の検討

入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者について、宿泊療養施設での療養を検討

- ・看護師の24時間常駐による健康サポート
- ・医師の毎日の往診とオンライン診療

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(4例目)

感染者が利用していた境港市内の施設で、県内4例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が発生したことが本日確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

5名

2. 患者対応

全員が感染症指定医療機関及び入院協力医療機関に入院中(1/4現在)

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めたところ。
- 施設側は施設を使用停止するとともに、利用者の把握や連絡に協力している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(4例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 全ての利用者等に連絡できない場合には公表する旨、クラスター発生施設に説明し強く協力を求めたところ、全員に連絡したとの説明があり、県において検証したところ現時点で説明と矛盾する事実は確認されていない。
- PCR検査につながっていない利用者に対して、施設側及び県から検査を受けるよう勧奨中。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設は使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な実施を勧告する。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(3例目)

1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

6名(倉吉市立関金保育園 職員2人、園児4人)

2. 患者対応

陽性者は全員、感染症指定医療機関に入院中(1/4現在)

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

対応状況

- 条例に基づき、施設側に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた結果、施設側は施設を使用停止するとともに、検査対象者への連絡に協力している。
 - 12/30までに全ての対象者(職員29人、園児77人)に検査実施済み。
 - 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
- 1/2に専門家チームを派遣し、施設の感染対策を点検調査。
【指導内容】職員及び園児の健康管理の徹底、アルコール等適切な方法による消毒とこまめな換気
給食時の十分な距離の確保と職員のマスク着用徹底、子どもや保護者の不安への丁寧な対応
- 施設は1/12まで閉園予定であるが、どうしても園児の預かりが必要な家庭から希望があった場合、専門家チームによる点検結果を踏まえた感染対策を講じた上で限定的に受け入れる方針。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(3例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 施設の管理者(倉吉市)は、自ら施設名を公表するとともに、全ての利用者(職員、園児)に速やかに連絡し、12/30に対象者全員の検査を実施済み。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設は使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な実施を勧告する。

市町村・保育施設における感染対策の徹底

- **1月2日に実施した専門家チームによる倉吉市立関金保育園の点検調査結果を受けて、倉吉市に対して指導文書を発出するとともに、県内市町村及び全保育施設へ感染対策の徹底を再周知**

○周知の内容

- 職員及び園児の健康管理の徹底
 - アルコール等適切な方法による消毒と、こまめな換気
 - 子どもの給食時に十分な距離を開けるとともに、職員のマスク着用の徹底
 - 子どもや保護者の不安への丁寧な対応と人権への配慮
- **県内の保育施設を対象に衛生指導を実施するとともに、保育所における感染予防のガイドラインを見直す**
 - 各市町村に照会し、希望の保育所を対象に専門家による衛生指導を実施する（1月中旬以降～）
 - 保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(R2.8)を専門家の指導を受けて改正し、各市町村・保育施設に徹底する

鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	鳥取市:1/3に警報を解除し 注意報へ移行
中部地区	注意報	12/29～
倉吉市	警報	12/31～
西部地区	注意報	12/25～
境港市	警報	12/28～

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

<県民の皆様へのお願い>

- ◆ 境港市内の接待を伴う飲食店で新たなクラスターが確認されました。
- ◆ 境港市の皆様におかれましては、引き続き感染警戒レベルを引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆ その他の市町村の皆様におかれましても、感染防止の取組みの徹底をお願いします。
- ◆ また、接触者として連絡を受けた場合は速やかに接触者等相談センターに連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いいたします。

【東部】☎0857-22-5625 【中部】☎0858-23-3135 【西部】☎0859-31-0029

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 1月4日 14:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	24% (53/224床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	17% (53/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算		10人 (実数53人)	15人以上	
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※12/28~1/3		2% (32/1,331人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は11/28~1/3で集計		6人 (実数32人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		多い (32人/26人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		9% (3/32人)	50%以上	

現時点で指標目安を越えているのは⑤だけであるが、確保病床占有率がステージⅢの指標目安に近づいていることから、医療提供体制維持のため、機動的に対策を講じていく。

1月4日菅総理大臣年頭記者会見(緊急事態宣言関連)

第一に感染対策です。12月の人出は多くの場所で減少しましたが、特に東京と近県の繁華街の夜の人出はあまり減ってありませんでした。昨年以來、対策に取り組む中で判明したことは、経路不明の感染原因の多くは飲食によるものと専門家が指摘をいたしております。したがって、飲食でのリスクを抑えることが重要です。そのため、夜の会合を控え、飲食店の時間短縮にご協力いただくことが最も有効ということであります。1都3県について、改めて先般、時間短縮の20時までの前倒しを要請いたしました。そして、**国として、緊急事態宣言の検討に入ります。**飲食の感染リスクの軽減を実効的なものにするために、内容を早急に詰めます。さらに、給付金と罰則をセットにしてより実効的な対策を取るために、特措法(改正案)を通常国会に提出をいたします。

(記者からの質問に対して)

緊急事態宣言ですけれども、この約1年の中で学んできた、どこが問題かと言うことがかなり明確になっていますので、そうしたことを踏まえて諮問委員会の先生方に諮った上で決定をさせていただきたい、このようになります。そういう考え方からすれば、やはり限定的に、集中的に(対策を4)行うことが効果的だと思っています。

県外との往来について

- ◆国において、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に対する「緊急事態宣言」の検討に入ったことに鑑み、これらの地域との不要不急の旅行など県境をまたいで人が移動することは控えていただきますようお願いいたします。
- ◆「感染流行警戒地域(Ⅳ)」や「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」との県境をまたいでの往来をお考えの方はその計画の必要性について、今一度、ご家族と相談いただき、慎重にご判断ください。
 - 【感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)】 <R3.1.3現在>
栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県、沖縄県
 - 【感染流行警戒地域(Ⅳ)】
北海道、宮城県、茨城県、群馬県、山梨県、滋賀県、岡山県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
- ◆体調に不調が生じた場合には、県境をまたいでの往来を控えてください。

今とてもウツリやすくなっています!

～新型コロナが全国で猛威をふるっています～

注意レベルを格段に上げよう!

○三密はつぐらない 近づかない

三密は感染の危険 クラスターにも直結

○マスク・手洗いは欠かせません

感染はマスクで防げる 会食時もマスク会食で

○飲食は安全なお店を選んで

飲食は「新型コロナ対策認証事業所」、
「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」で

○お店も事業所も安全対策が一番

十分な換気、席ごとのアクリル板やアルコール
消毒液などの設置、共用物品のこまめな消毒も

新型コロナ克服3カ条

(1) 人と人 間が愛だ



(2) 三つもの 密だとミスだ (3) 幸せは 予防で呼ぼう



★★★★
新型コロナウイルス
安心対策
認証店



菅総理大臣の年頭記者会見を受けて(知事コメント)

本県でもクラスターが連鎖的に発生しているが、首都圏を中心に深刻な感染が医療の危機的状况に進みつつあることから、本県としても国と協力して新型コロナウイルスの封じ込めに全力を挙げるとともに、クラスター対策、医療提供体制確保、ワクチン接種体制整備などまい進してまいりたい。

県民の皆様におかれては、首都圏の1都3県との不要不急の往来を見合わせることを含め、マスク着用、三密回避、手洗いなど感染予防のレベルを高めていただきたい。

令和3年1月4日

鳥取県知事 平井 伸治

県民の皆様へ

【特に注意いただきたいポイント】

- ◆歌を歌ったり、大声を出したり、換気が不十分な場所での飲食による感染が拡大しています。飲食は感染予防対策を実施している認証事業所や協賛店を利用し、大騒ぎをすることを避け、マスク会食に努めましょう。
- ◆会食は、普段から一緒にいる人との少人数で短時間で、できるだけマスクを着用するなど感染予防をしっかりと取っていただきますようお願いいたします。ご家族の間であってもマスク着用の励行、食事の際の会話を控えるなど特に慎重な行動をお願いいたします。
- ◆新年会、同窓会を始め、普段顔を合わせない人との会食は、今回は中止や延期を今一度、慎重にご検討くださるようお願いいたします。
- ◆感染者の重症化率、死亡率はインフルエンザに比べ、はるかに高いこともわかってきています。注意レベルを格段に上げていただきますようお願いいたします。
- ◆普段から一緒にいない人との会食などの後は、5日間程度、発熱がないかなど体調チェックをお願いいたします。
- ◆「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、こまめな換気などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

家庭内のできる感染予防 ～大切な人を守るために～

主な感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」。家庭内での感染を防ぐため、予防を徹底しましょう。

◎飛沫感染:大声で話した時に出るつばや、咳、くしゃみなどに含まれたウイルスを吸い込むなど

◎接触感染:つばや排泄物がついた手で周りのものを触った後に、他の方がそこを触り、口や鼻を触ると粘膜から感染するなど

◆必ずしていただきたいこと

- 「**親しき仲にもマスクあり!**」…十分な距離がとれない時は**マスクを着けましょう**。
- こまめな手洗い**…接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。
- こまめな換気**…屋内では空気の出入口を2か所設け、空気の流れを作る工夫を。
- 共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の**消毒**
- タオルや歯磨き粉などの共用を避ける
- 食べ物や飲み物、食器の共用は避ける

◆していただきたいこと

- 適度な湿度(50~60%)を保つ
- 可能であれば、食事の時間や場所を分ける



◆遠方から帰省されたご家族と過ごすときの感染予防

- 家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう
- 帰省される方は、帰省される前の一週間、可能であれば2週間は、大人数での会食は控えましょう
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は、必ずマスクを着用するなど特に感染予防に留意しましょう

人権配慮に係る県民へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者等に対する誹謗中傷など、不当な扱いはやめましょう。

皆が、感染者等やご家族など、新型コロナウイルス感染症と闘う方々を応援し、私たち皆の温かい心でこのウイルスと正しく向き合う気運を醸成し、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支援しましょう。

県庁の対応

- **西部総合事務所にクラスター対策監チームを派遣し対応中**
感染拡大防止措置に万全を期すためクラスター対策監チームを派遣(12/27～)し、クラスター事案に迅速に対応
 - 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
 - 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整
- **クラスター分析のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣**
- **保健所支援に向け、総勢40名の応援態勢を継続**
県庁から保健所に職員(クラスター対策監、リエゾン、疫学調査への応援等)を派遣。
検体搬送、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢についても継続。

県外との往来に関する職員の対応

■ 職員の県外出張等の取扱

- 県外への出張は、基本的にオンライン形式で代替する
- 国において「緊急事態宣言」の検討に入った東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県をはじめ、「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える
- 県外からの関係者等の招聘については、オンライン形式での代替、延期等を検討する

■ 基本的な感染対策の徹底

- 「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染対策を徹底する
- 会食の際のルール（飲酒は少人数・短時間、席の配置は斜め向かい、料理は個人ごとに配膳など）を徹底する